

平成27年度決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）
を充てた社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税および地方消費税が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分についてはその用途を明確化し、社会保障に必要な経費に充てるものとされています。

女川町における平成27年度に交付された社会保障財源化分の地方消費税交付金の用途については、以下のとおりです。

< 歳入 >

地方消費税交付金（社会保障財源分）

79,411千円

< 歳出 >

上記交付金が充てられた社会保障施策に要する経費

1,949,588千円

（内 訳）

（単位：千円）

区分	費 目	経費	財 源 内 訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉費	464,919	254,205		13,325	12,761	184,628
	老人福祉費	158,012	159		6,229	9,802	141,822
	児童福祉費	289,492	86,848		20,685	11,764	170,195
社会保険	国民健康保険 特別会計繰出金	114,028	50,302			4,120	59,606
	後期高齢者医療 特別会計繰出金	166,137	20,200			9,435	136,502
	介護保険 特別会計繰出金	51,441				3,326	48,115
衛生健	保健衛生費	705,559	8,089		261,221	28,203	408,046
合 計		1,949,588	419,803	0	301,460	79,411	1,148,914

※地方消費税交付金（社会保障財源分）については、一般財源の比率により按分しています。